

# 並榎坂下地区 地区計画の内容

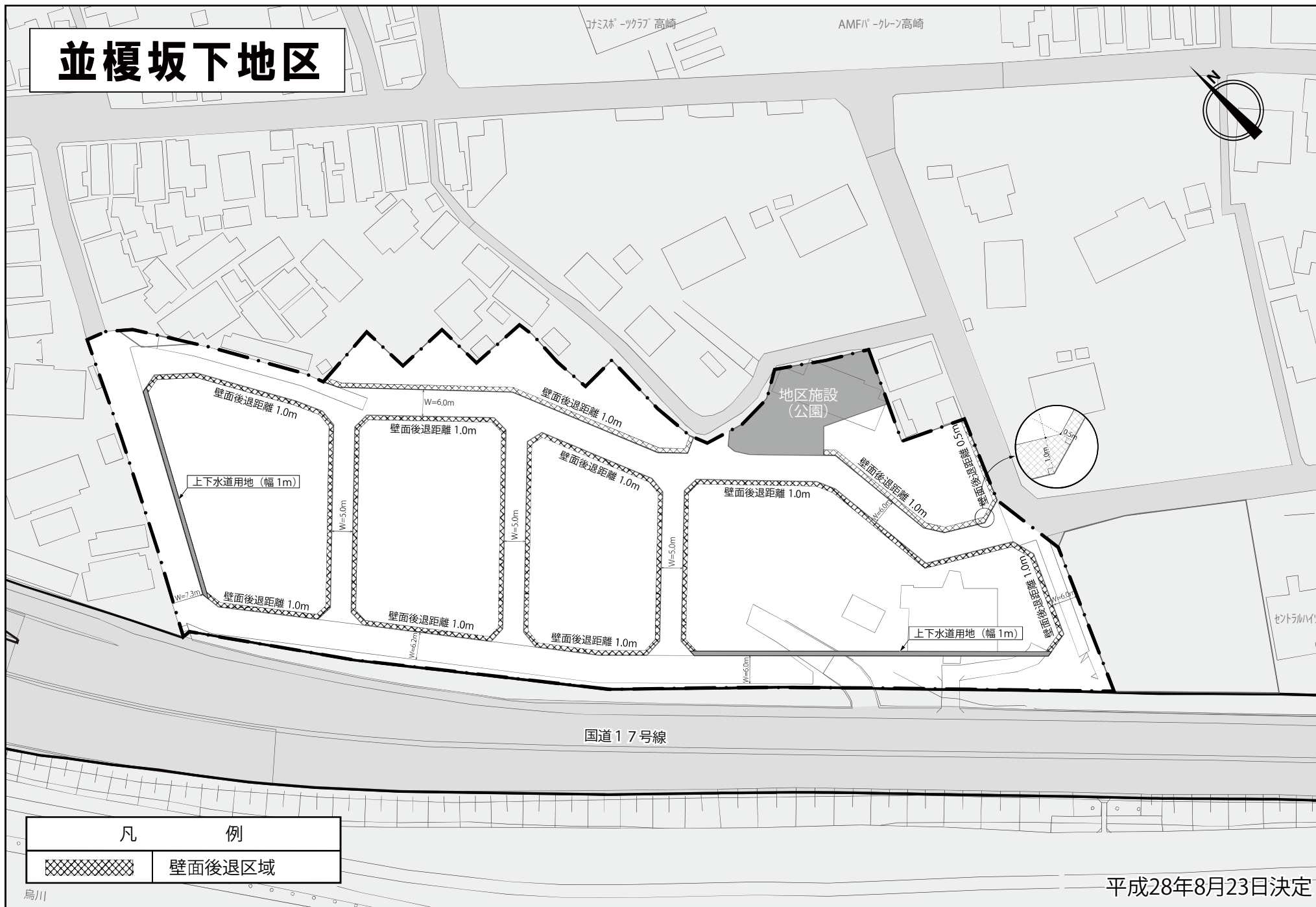
名 称	並榎坂下地区 地区計画		
位 置	高崎市並榎町、常盤町、歌川町の各一部		
面 積	約 1.4ha		
地区計画の目標	<p>本地区は、高崎市の中心部から北西方向約 2km に位置し、国道 17 号線に面しています。かつては、工場敷地として利用されていましたが、長年未利用地となっています。</p> <p>そこで、交通の利便性が高いこの場所で 50 棟以上の戸建住宅を中心とした宅地開発が計画されていることから、事業効果の維持保全を図るとともに、周辺環境に配慮した調和のとれた住宅団地を形成していくために、建築物の用途の制限等を行い魅力ある地域へと誘導を図っていきます。</p>		
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	周辺環境に配慮した調和のとれた住宅団地を形成していくために、用途の純化を図り、緑豊かなゆとりあるまちなみを形成していきます。	
	地区施設の整備の方針	本地区及び周辺の方の憩いの場として、公園を配置します。	
	建築物等の整備の方針	良好な専用住宅地区を形成するため、建築物の用途、高さ、容積率及び壁面の位置の制限を行います。	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	公園：面積 約 530 ㎡	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅（長屋は除く。）</p> <p>(2) 兼用住宅（建築基準法施行令第 130 条の 3 の第一種低層住居専用地域地域内に建築することができるもの。）</p> <p>(3) 集会所（本地区に居住する者の利用に供する施設に限る。）</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物（以下「公益施設等」という。）</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>
		建築物の容積率の最高限度	10/10
		建築物の敷地面積の最低限度	150 ㎡ ただし、公益施設等の敷地についてはこの限りでない。
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は地区整備計画図の通りとする。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の高さの最高限度	(1) 建築物の最高の高さは 10m以下でなければならない。 (2) 建築物の軒の高さは 7m以下でなければならない。
		壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面後退区域の部分には、低木、草花その他これらに類する植栽とするかそのための土壌又は舗装等とし、工作物を設置してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 (1) 地下に設けるもの (2) 電柱、街路灯又はごみ集積所等で地区に居住する者の利用に供するもの (3) 安全管理上必要であるもの
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	(1) 建築物の外壁及び屋根の色彩は、高崎市景観色彩ガイドライン（平成 22 年 6 月 1 日策定）の色彩基準に準拠すること。 (2) 建築物の屋上を利用して設置する屋外広告物は設置してはならない。 (3) 建築物の壁面を利用して設置する屋外広告物は自家用のものに限る。
		垣又はさくの構造の制限	壁面後退区域については上記の「壁面後退区域における工作物の設置の制限」に従うこと。なお、隣地境界線に沿って設置するブロック・フェンス等についても、同様に制限を受けるものとする。

# 並榎坂下地区

コミスホーディング 高崎

AMFパークレーン高崎



地区施設  
(公園)

上下水道用地 (幅 1m)

壁面後退距離 1.0m

壁面後退距離 1.0m

壁面後退距離 1.0m

壁面後退距離 1.0m

壁面後退距離 1.0m

壁面後退距離 1.0m

壁面後退距離 1.0m

上下水道用地 (幅 1m)

500m 離距離線

1000m 離距離線

国道17号線

セントラルハイツ

凡 例	
	壁面後退区域

鳥川

平成28年8月23日決定